

令和7年度

後期高齢者 医療制度の しおり



「医療費のお知らせ」について

令和7年度から年1回発送に変更します。

発送予定：令和8年1月末（令和7年1月～11月診療分）

※確定申告等でご利用の場合は、12月診療分の記載がないため領収書と併せてご申告ください。

新潟県後期高齢者医療広域連合

令和7年7月1日現在の情報で作成しています。

後期高齢者医療制度のしくみ

もくじ

★後期高齢者医療制度のしくみ	3
★被保険者（加入する方）	4
★被保険者へ交付するもの	5
★医療機関等にかかるとき	6
★保険料	10
★保険料の納め方	14
★医療費の自己負担割合	16
★受けられる給付等について	20
・医療費が高額になったとき	20
・入院したとき	21
・特定疾病療養受療証	21
・医療費と介護サービス利用料が高額になったとき	22
・医療費の全額を支払ったとき	23
・被保険者が亡くなったとき	23
★医療機関の上手なかかり方	24
★健康診査について	27
★交通事故などに遭ったとき	28
★交通事故を起こさない・遭わないためのポイント	29
★各市町村のお問い合わせ先一覧	30
★こんなときには届出を！	32

《制度の運用》

新潟県内全ての市町村が加入する『新潟県後期高齢者医療広域連合』が運営主体です。

市町村は、窓口業務を行います。

市町村の役割	広域連合の役割
- 各種申請や届出の受付 - 資格確認書などの引渡し - 保険料の徴収 ほか	- 保険料の決定・賦課 - 医療を受けたときの給付 - 健康診査などの保健事業 ほか

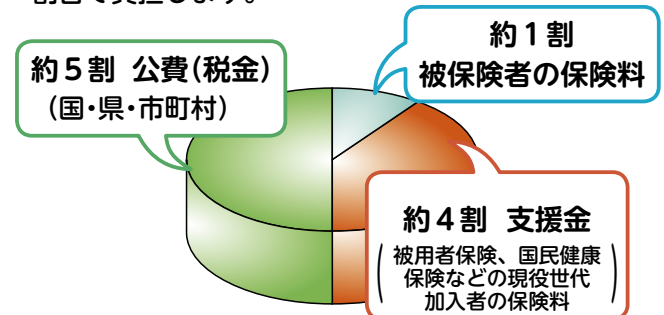
《制度の目的》

- 現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい制度とします。
- 制度の運営を都道府県単位で行うことで、財政の安定化を図ります。

《医療費負担のしくみ》

後期高齢者医療制度は、みんなで支える制度です

医療機関での窓口負担を除いた医療費を下の図の割合で負担します。



被保険者（加入する方）

75歳以上の方

- ・75歳の誕生日から加入します（加入手続きは必要ありません）。「資格確認書」がお住まいの市町村から誕生日までに送付されます。

65歳から74歳までの方で 一定の障がいがある方

- ・加入を希望する方は、お住まいの市町村窓口へ申請し、認定を受けてください。
- ・加入した後も75歳になるまでの間は、後期高齢者医療制度から脱退することができます。

◆一定の障がいとは、次に該当する状態です

- ・身体障害者手帳1～3級
- ・身体障害者手帳4級のうち、音声機能障害、言語機能障害、または下肢障害の1・3・4号
- ・療育手帳「A」
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級
- ・国民年金証書（障害年金1・2級）

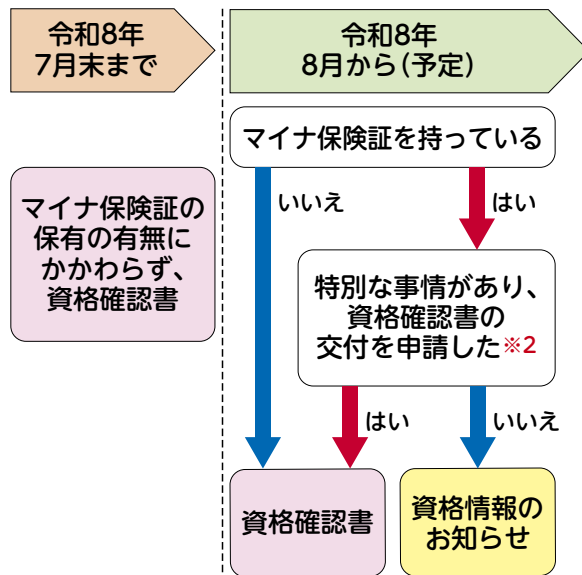


- ・職場の健康保険から後期高齢者医療制度に加入すると、その方の扶養家族は国民健康保険等へ加入手続きが必要です。
- ・障がい認定により加入される場合には、それまで加入していた被用者保険の事業所へ事前に脱退の届出（被扶養者異動届）をしてください。

被保険者へ交付するもの

マイナンバーカードと保険証が一体化されたため、保険証は交付しません。

下のフロー図のとおり、令和8年7月末までは「資格確認書」が交付され、「マイナ保険証※1」または「資格確認書」で保険医療を受けることができます。



※1「マイナ保険証」とは、健康保険証として利用登録したマイナンバーカードのことをいいます。（詳しくは6ページ）

※2 次の場合は令和8年8月以降も資格確認書を交付します（お住まいの市町村窓口で申請が必要です）。

- ・マイナンバーカードを紛失した方、更新中の方 など
- ・介助者等の第三者が本人に同行して資格確認の補助をする必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難である方 など

医療機関等にかかるとき

医療機関等を受診する場合は、次の①または9ページの②を窓口で利用してください。

①マイナ保険証 を利用する

「マイナ保険証」をお持ちの方は、医療機関や薬局でご利用ください。

また、マイナ保険証の利用登録の解除を希望する場合は、お住まいの市町村窓口で申請が必要です。

〈マイナ保険証のメリット〉

マイナ保険証には以下のようなメリットがあります。利用登録がまだの方は、登録をご確認ください。(詳しくは8ページ参照)

○データに基づくよりよい医療が受けられる

薬剤情報等の提供に同意すると、お薬手帳を見なくても、過去に処方されたお薬や特定健診の結果などの情報を初診でも医師・薬剤師にスムーズに共有でき、より適切な医療が受けられます。

○手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除される

1医療機関・薬局当たりのひと月の保険適用の医療費等の支払が自己負担限度額までとなります。(詳しくは20ページ)

○保険証としてずっと使える

引越しをしてもマイナナンバーカードを保険証としてずっと使うことができます。

マイナ保険証での受診方法

1 マイナナンバーカードを読み取り口に置く

- ※マイナナンバーカードのカバー等は外してください。
- ※カードリーダーによってマイナナンバーカードの設置向きが異なるのでご注意ください。

2 認証方法を選択し、本人確認を行う

① 顔認証

顔を枠内に入れてください

② 暗証番号

4桁の暗証番号を入力してください

○ ○ ○ ○

1 2 3

4 5 6

7 8 9

取消 0 クリア

※画面はサンプルです。カードリーダーの種類によって表示画面は異なります。
※暗証番号を連続して間違えると不正防止のためロックがかかります。(ロックがかかっても顔認証はできます。)

3 画面の案内に沿って、情報提供の可否を選択

過去の情報を利用いたします

過去のお薬情報を当機関に提供することに同意しますか。
この情報はあなたの診療や健康管理のために使用します。

同意しない

同意する

過去の健康医療情報の提供に同意いただくと、医師・薬剤師が過去の健康医療情報を確認できるようになり、正確なデータに基づくより良い医療が受けられます。

※画面はサンプルです。カードリーダーの種類によって表示画面は異なります。



4 マイナナンバーカードでの受付の完了

マイナナンバーカードをカードリーダーから取り出してください。カードの取り忘れにご注意ください。

医療機関や薬局でマイナ保険証が利用できないとき

次のいずれかで受診できます。

- ・マイナ保険証+マイナポータルの資格情報画面
- ・資格確認書

マイナンバーカードを保険証として
利用するための登録がまだの方は、
次の2つの準備をお願いします。



STEP1.

マイナンバーカードを申請

(マイナンバーカードをお持ちでない方)

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの
証明写真機からの申請



STEP2.

マイナンバーカードを 保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



②資格確認書

を利用する

「資格確認書」をお持ちの方は、医療機関や薬局
でご利用ください(資格確認書の送付対象者につ
いては、P5を参照してください)。

資格確認書の記載事項は、必須記載事項と任意
記載事項に区分されます。任意記載事項を新たに
併記する場合、市町村の窓口で申請が必要です。

後期高齢者医療資格確認書	
有効期限 交付年月日	令和 8年 7月 31日 令和 〇年 〇月 〇日
被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8
住所	新潟市中央区新光町 4 番地 1
氏名	広城 太郎
性別	男
生年月日	〇年 〇月 〇日
資格取得年月日	〇年 〇月 〇日
負担割合	〇割
発効期日	〇年 〇月 〇日
区分	区分Ⅱ 〇年〇月〇日
長期入院該当	〇年 〇月 〇日
特定疾病区分	区分A 〇年〇月〇日
有効期日	〇年 〇月 〇日
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印	3191500000 新潟県後期高齢者医療広域連合
	印

必須記載事項

- 有効期限を過ぎたものは使えません。
- 負担割合については、医療費の自己負担割合(1割、2割または3割)が記載されています。

任意記載事項

- 窓口での医療費のお支払いが、限度区分に応じた自己負担限度額までになります。
- 区分Ⅱの方で、長期入院該当の場合は食事代がさらに減額されます。(詳しくは21ページ)
- 特定疾病の申請を行い、認定されると特定疾病の区分・発効期日を併記することができます。(詳しくは21ページ)

資格確認書を紛失したとき

市町村の窓口で再交付を受けてください。

その際は、印かん・個人番号(マイナンバー)がわかるもの・窓口に来られた方の身分を証明するもの(運転免許証、パスポートなど申請者本人の顔写真付きのもの、公的証明書等)が必要となります。

マイナンバーカードについて

詳しくは下記までお問い合わせください。

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

受付時間
(年末年始除く)

平日 9:30 ~ 20:00
土日祝 9:30 ~ 17:30

保険料

被保険者一人ひとりから保険料を納めていただきます。
みなさんの納める保険料が医療費の大切な財源となります。

保険料の決まり方

保険料は、前年中の総所得金額等や世帯の所得状況に基づき、個人単位で計算します。
被保険者が均等に負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。年度の途中で資格の取得や喪失をした場合は、月割で計算した保険料となります。
なお、均等割額と所得割額の基準となる「保険料率」は2年ごとに見直します。

令和6・7年度の保険料
(限度額80万円)

均等割額
(被保険者全員が負担)

44,200円

+

所得割額
(所得に応じて負担)

(前年中の総所得金額等－基礎控除額※1)
×8.61%

※1 基礎控除額については13ページをご覧ください。

所得の申告をお願いします。

所得に応じて保険料の軽減判定を行いますので、所得がない場合も市町村の担当窓口に申告書の提出をお願いします。

保険料の軽減制度

■所得の低い方の軽減

世帯の所得状況に応じて下表のとおり均等割額が軽減されます。
世帯は、賦課期日時点（当該年度の4月1日）の状況で判定します。ただし、年度の途中で資格を取得された場合は、資格取得日時点で判定します。

同じ世帯の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等を合計した額※2	均等割額の軽減割合 (軽減後均等割額:年額)
43万円 + 10万円×(給与所得者等の数※3－1) 以下	7割 (13,260円)
43万円 + 30.5万円×世帯の被保険者数 + 10万円×(給与所得者等の数※3－1) 以下	5割 (22,100円)
43万円 + 56万円×世帯の被保険者数 + 10万円×(給与所得者等の数※3－1) 以下	2割 (35,360円)

- ※2 軽減判定時の所得について
- ・65歳以上の方の公的年金等所得額は、その所得からさらに15万円（高齢者特別控除）を差し引いて判定します。
 - ・事業専従者控除、分離譲渡所得の特別控除は適用されません。
- ※3 給与所得者等とは
- ・給与収入（専従者給与を除く）が55万円を超える方。
 - ・65歳未満で、公的年金等収入が60万円を超える方。
 - ・65歳以上で、公的年金等収入が125万円を超える方。

改正 令和7年度に、均等割額の軽減に係る所得判定基準の被保険者数に乗ずる金額について、5割軽減は29.5万円から30.5万円、2割軽減は54.5万円から56万円にそれぞれ引き上げられました。

■被用者保険の被扶養者であった方への軽減

被用者保険の被扶養者であった方は、下表のとおり保険料が軽減されます。なお、軽減割合が7割に該当する場合は7割軽減となります。

均等割額の軽減割合	所得割額
資格取得月から2年間のみ5割軽減 (軽減後の年間保険料額 22,100円)	かかりません

保険料の計算方法（年間保険料の計算例）

世帯主とその配偶者とも75歳以上の被保険者からなる世帯で、世帯主の収入が公的年金収入220万円、配偶者の収入が公的年金収入80万円の場合

世帯主 総所得金額等110万円※1
(公的年金収入220万円－公的年金控除110万円)

配偶者 総所得金額等0円
(公的年金収入が110万円までは所得金額が0円になります。)

世帯主

均等割額 $44,200円 \times 5割軽減該当 = 22,100円$

(世帯主 110万円－高齢者特別控除15万円
+ 配偶者 0円 = 95万円 → 5割軽減該当)



所得割額 (総所得金額等110万円－基礎控除43万円※2)
×所得割率8.61% = 57,687円



年間保険料額 79,700円 (100円未満切捨)

配偶者

均等割額 $44,200円 \times 5割軽減該当 = 22,100円$
(世帯主と同額)



所得割額 0円 × 所得割率8.61% = 0円



年間保険料額 22,100円 (100円未満切捨)

※1 総所得金額等の算出方法

収入額－控除額（公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、医療費控除額、障害者控除額、扶養控除額等の所得控除額は含みません。）

なお、公的年金所得額の算出方法は下表のとおりです。

公的年金所得額の算出方法

(昭和35年1月1日以前に生まれた65歳以上の方)

公的年金収入金額(年額)	公的年金所得額(年額)
330万円以下	公的年金等の収入金額－110万円
330万円超410万円以下	公的年金等の収入金額×0.75－27.5万円
410万円超770万円以下	公的年金等の収入金額×0.85－68.5万円
770万円超1,000万円以下	公的年金等の収入金額×0.95－145.5万円
1,000万円超	公的年金等の収入金額－195.5万円

この表は公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合のものです。

遺族年金や障害年金などの非課税年金は、保険料賦課の対象ではありません。

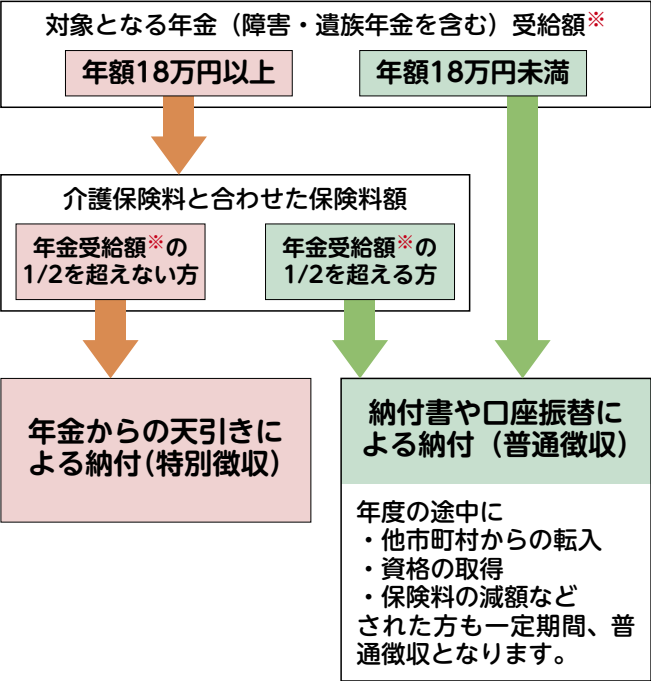
※2 基礎控除額の算出方法

被保険者本人の合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

保険料の納め方

保険料通知は市町村から郵送されますので、必ずご確認ください。(加入月のおおむね2か月後に保険料通知を送付します。)

次の方法で納めていただきます。
なお、今まで特別徴収であっても、普通徴収に変更となる場合があります。



※介護保険料が天引きされている年金が対象です。

ご注意ください！
年金からの天引きによる納付（特別徴収）の対象となる方であっても、後期高齢者医療に加入当初は納付書や口座振替（普通徴収）で納めていただきます。

特別徴収について

年6回、年金受給月に納めていただきます。

仮徴収			本徴収		
4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)	10月 (4期)	12月 (5期)	翌2月 (6期)
前年の所得が確定するまでは、仮算定された保険料が天引きされます。 ※原則、前年度2月に天引きされた額と同額です。			前年の所得が確定した後、年間保険料額から仮徴収分を引いた額が3回に分けて天引きされます。		

普通徴収について

口座振替の方以外は、市町村から送付される「納付書」により納期限内に指定された金融機関などで納めてください。

口座振替が便利です！

手間がかからず、納め忘れがない便利な口座振替がおすすめです。
詳しくは、市町村窓口にお問い合わせください。

社会保険料控除について

納めていただいた保険料額は、所得税や住民税の申告の際に社会保険料控除の対象となります。

- 年金からの納付 ➡ 年金受給者本人
- 納付書や口座振替 ➡ 実際に負担した方

保険料の納付が困難な場合

事情により保険料の納付が困難になったときは、お早めに市町村窓口にご相談ください。なお、次の場合は申請により保険料の減免や徴収猶予を受けられる場合があります。

- ・地震、台風や洪水、火事などの災害により損害を受けたとき
- ・長期入院、失業、事業の休廃止、世帯主の死亡などにより所得が著しく減少したとき

医療費の自己負担割合 (令和7年8月から)

医療機関等の窓口で支払う医療費の自己負担割合は、毎年8月1日に前年の所得と収入に基づき判定しています。

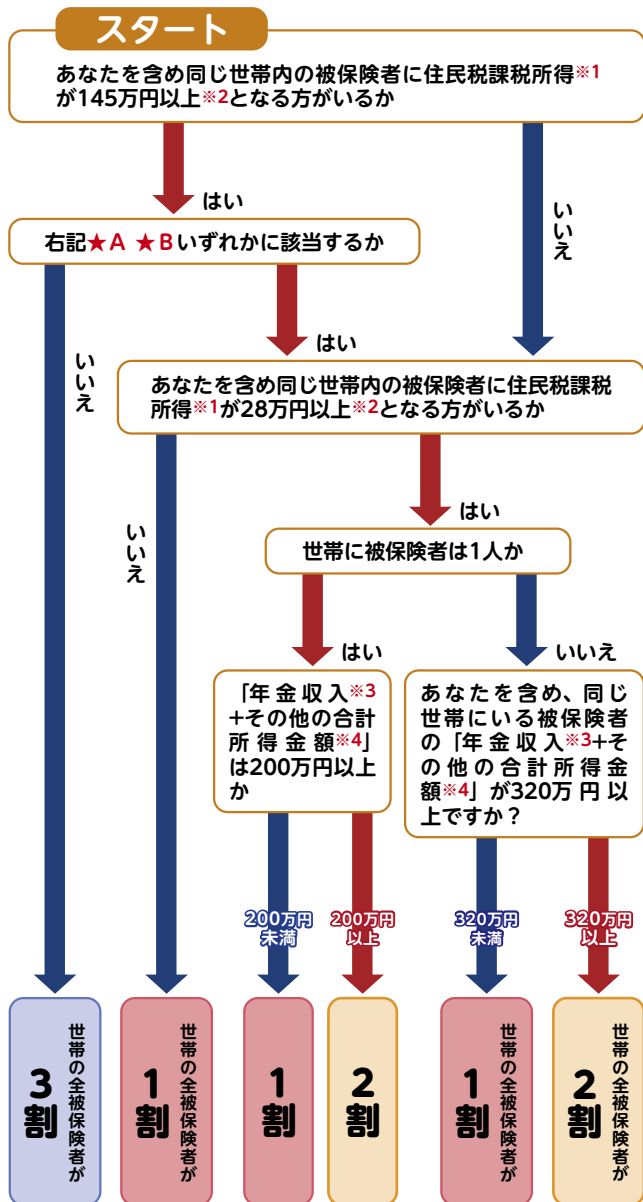
自己負担割合	所得区分	条 件
3 割	現役並み所得者	Ⅲ 住民税課税所得※1 690万円以上※2の被保険者及びその被保険者と同じ世帯の被保険者
		Ⅱ 住民税課税所得※1 380万円以上※2の被保険者及びその被保険者と同じ世帯の被保険者
		Ⅰ 住民税課税所得※1 145万円以上※2の被保険者及びその被保険者と同じ世帯の被保険者
	ただし、次に該当する方は「一般Ⅰ」または「一般Ⅱ」の所得区分に応じた負担割合（2割または1割）になります。 ①同じ世帯に被保険者が1人の場合 本人の収入が383万円未満、または本人の収入が383万円以上で同じ世帯の70歳から74歳までの方との収入合計額が520万円未満 ②同じ世帯に被保険者が複数いる場合 被保険者全員の収入合計が520万円未満 ③生年月日が昭和20年1月2日以降の被保険者の場合 本人及び同じ世帯の被保険者の総所得合計等から基礎控除を引いた額の合計額が210万円以下	

※1 住民税課税所得は、収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）を差し引いた後の金額です。
※2 前年の12月31日現在において世帯主で、かつ同じ世帯に所得（給与が含まれている場合は給与所得の金額から10万円を控除した額）が38万円以下の19歳未満の世帯員がいる場合、その世帯主であった被保険者は、自己負担割合の判定にあたって住民税課税所得から次の金額を控除します。
①16歳未満の者の数×33万円 ②16歳以上19歳未満の者の数×12万円

自己負担割合	所得区分	条 件
2 割	一般Ⅱ	住民税課税所得※1 28万円以上※2の被保険者及びその被保険者と同じ世帯の被保険者のうち、 ①または②に該当する方 ①同じ世帯に被保険者が1人の場合 「年金収入※3 + その他の合計所得金額※4」が200万円以上の方 ②同じ世帯に被保険者が複数いる場合 「年金収入※3 + その他の合計所得金額※4」の合計が320万円以上の方
		一般Ⅰ 住民税課税世帯で同じ世帯に「現役並み所得者」及び「一般Ⅱ」に該当する被保険者がいない方
1 割	住民税非課税世帯	区分Ⅱ 世帯全員が住民税非課税の方
		区分Ⅰ 世帯全員が住民税非課税で、かつ世帯全員が①または②に該当する方 ①年金収入のみの場合は年金収入が806,700円※5以下 ②年金と他の収入がある場合は (年金収入 - 806,700円※5) ※6 + (年金以外の収入 - 必要経費) ≤ 0円

※3 年金収入は公的年金等控除を差し引く前の金額です。また、遺族年金や障害年金は含みません。
※4 その他の合計所得金額は事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除を差し引いた後の金額です。
※5 令和7年7月末までは、80万円です。
※6 年金収入が806,700円※5未満のときは0円として計算します。

自己負担割合判定の流れ



★A 同じ世帯に昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がいて、かつ、その方を含む同じ世帯の全被保険者の「総所得金額等から基礎控除額を差し引いた金額」の合計額が210万円以下である。

★B 収入金額※3が次の条件を満たす。

- ①被保険者が1人の場合
383万円未満または383万円以上であるが、同じ世帯に70～74歳の方がいて、その方と被保険者の収入合計額が520万円未満
- ②被保険者が2人以上の場合
被保険者全員の収入合計額が520万円未満

※1 住民税課税所得は、収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）を差し引いた後の金額です。住民税課税所得は市町村の税担当部署で算定されるため、詳細については、お住まいの市町村の税担当窓口へお問い合わせください。

※2 前年の12月31日現在において世帯主で、かつ同じ世帯に所得（給与所得が含まれている場合は給与所得の金額から10万円を控除した額）が38万円以下の19歳未満の世帯員がいる場合、その世帯主であった被保険者は、自己負担割合の判定にあたって住民税課税所得から次の金額を控除します。

- ①16歳未満の者の数×33万円
- ②16歳以上19歳未満の者の数×12万円

※3 収入金額は、所得税法に規定される収入金額であり、必要経費や公的年金控除等を差し引く前の金額となります（所得金額ではありません）。また年金収入に、遺族年金や障害年金は含みません。

※4 その他の合計所得金額は、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除を差し引いた後の金額となります。

受けられる給付等について

医療費が高額になったとき

1 か月（同じ月内）の医療費の自己負担額が下記の限度額を超えた場合は、申請により超えた分が「高額療養費」として支給されます。対象となる方には、受診月の3か月後頃に支給申請案内を送付します。市町村窓口へ申請してください。2回目以降該当の場合は申請不要です。



入院時の食事代や医療保険が適用されない部分（差額ベッド料など）は対象になりません。

■自己負担限度額（月額）

所得区分		外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者	Ⅲ	252,600円+ (医療費-842,000円)×1% 〈140,100円※1〉	57,600円 〈44,400円※1〉
	Ⅱ	167,400円+ (医療費-558,000円)×1% 〈93,000円※1〉	
	Ⅰ	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% 〈44,400円※1〉	
一般Ⅱ (2割負担)		18,000円 または (6,000円+ (医療費※2 -30,000円) ×10%) の低い方※4 (年間上限144,000円※3)	24,600円 15,000円
一般Ⅰ (1割負担)		18,000円 (年間上限144,000円※3)	
住民税 非課税世帯	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ		15,000円

- ※1 過去12か月以内に3回以上、限度額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、限度額が下がります。
- ※2 医療費が30,000円未満の場合は、30,000円として計算。
- ※3 外来の1年間（8月～翌年7月）の自己負担限度額が144,000円になります。
- ※4 令和7年10月以降の上限額は18,000円になります。

入院したとき

■入院時食事代の自己負担額

入院したときの食事代は、下記のとおりです。

所得区分				1食当たりの食事代
現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ				510円※5
一般Ⅰ		一般Ⅱ		240円 190円 (長期入院該当※6)
住民税 非課税 世帯	区分Ⅱ	過去12か月の 入院日数	90日以内	
			91日以上	
	区分Ⅰ			110円

- ※5 ①特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方は300円
②平成27年4月1日以前から精神病床へ継続して入院していた方は260円
- ※6 過去12か月の「区分Ⅱ」の入院日数が90日（後期高齢者医療制度に加入する前の保険分も含みます）を超えた場合、91日目以降の食事代が対象
市町村窓口で「長期入院該当」の届出が必要です。

■食事代・居住費の自己負担額

療養病床に入院したときの食事代と居住費は、下記のとおりです。

所得区分			1食当たりの 食事代	1日当たりの 居住費
現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ			510円	370円
住民税 非課税 世帯	一般Ⅰ	一般Ⅱ		
	区分Ⅱ		240円	
	区分Ⅰ		140円	
老齢福祉年金受給者		110円	0円	

特定疾病療養受療証

厚生労働大臣が指定する特定疾病（次の①から③のいずれか）の場合には、患者負担の毎月の限度額は1医療機関（入院・外来別）につき1万円です。特定疾病による限度額の適用を受けるには、「特定疾病療養受療証※7」が必要です。該当の方は、市町村の窓口へ申請してください。

- ①『人工透析が必要な慢性腎不全』 ②『血友病』
③『血液凝固因子製剤の投与に起因するHⅠV感染症』
- ※7 資格確認書に特定疾病の区分を併記することも可能です。

医療費と介護サービス利用料が高額になったとき

同じ世帯で1年間（毎年8月1日から翌年7月31日まで）の医療費と介護保険サービス利用料の自己負担額の合計が下記の限度額を超えた場合は、申請により超えた分が「高額介護合算療養費」として支給されます。

支給の対象になる方には、広域連合から支給申請案内を送付します。市町村の窓口へ申請してください。
計算した結果、世帯の総支給額が500円以下の場合には支給されません。

■世帯の自己負担限度額（年額）

所得区分		医療＋介護
現役並み所得者Ⅲ		212万円
現役並み所得者Ⅱ		141万円
現役並み所得者Ⅰ		67万円
一般Ⅰ	一般Ⅱ	56万円
住民税 非課税世帯	区分Ⅱ	31万円
	区分Ⅰ	19万円

※所得区分は、基準日（7月31日または資格喪失日の前日）現在の所得に応じて適用されます。
※高額療養費や高額介護サービス費として支給された額は含みません。



時効があります

申請によって給付を受けることができるのは法律により2年間と定められています。忘れずに市町村の窓口で手続きしてください。

医療費の全額を支払ったとき

次のような場合で医療費の全額を支払ったときには、市町村の窓口申請して認められると、自己負担分を除いた金額が「療養費」として支給されます。

■医師の指示によりコルセット・補装具などの治療用装具を作ったとき

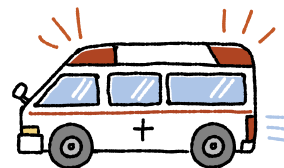
《申請に必要なもの》

- ・領収書・本人名義の預金通帳・印かん
- ・個人番号（マイナンバー）がわかるもの
- ・資格確認書
- ・医師の証明書（指示書）
- ・装着している写真（靴型装具の場合）

■急病など、やむを得ずマイナ保険証・資格確認書を提示できずに受診したとき

《申請に必要なもの》

- ・領収書・本人名義の預金通帳・印かん
- ・個人番号（マイナンバー）がわかるもの
- ・資格確認書



被保険者が亡くなられたとき

葬祭を行った方（喪主）に「葬祭費」として5万円が支給されます。市町村窓口申請してください。

《申請に必要なもの》

- ・亡くなられた方の被保険者番号のわかるもの
- ・葬祭を行った方の印かんと預金通帳
- ・葬祭を行った事実確認ができるもの（領収証・会葬礼状等）

医療機関の上手なかかり方

ちょっとした誤解や思い込みで治療が長引くことがあります。上手に医療機関にかかれば、必要以上に医療費がかかることはありません。

医療機関にかかるポイント

■ かかりつけ医をもちましょう

日常的な診療や健康管理は、かかりつけ医に相談しましょう。

■ 同じ病気で複数の医療機関にかかることは控えましょう

重複する検査や飲み合わせの悪い薬を服用することにより体に負担となることがあります。

■ 医療機関の機能・役割に応じて適切に受診しましょう

紹介状を持たずに一定規模以上の病院に外来受診すると「特別の料金」がかかります。

■ 「医療費のお知らせ」を活用しましょう

「医療費のお知らせ」を定期的に送付しています。ご自身の健康管理と今後の受診の参考にしましょう。

柔道整復師(整骨院・接骨院)の施術を受けるとき

医療保険が使える施術は、外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲及びねんざであり、内科的原因による疾患は含まれません。

※緊急の場合を除いて、骨折及び脱臼で施術を受ける場合は、あらかじめ医師の同意が必要です。



医療保険の適用とならない場合がありますので、負傷の原因は正確に伝えましょう。施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けてください。

あんま・マッサージ、はり・きゅうのかかり方

■ 医療保険が使えるとき

医師の同意があるとき（継続して施術を受けるには定期的に同意が必要です。）

【あんま・マッサージ】

筋麻痺や関節拘縮などで、医療上マッサージを必要とする症例

【はり・きゅう】

神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰に関する疾患

■ 医療保険が使えないとき

【あんま・マッサージ】

単に疲労回復や慰安を目的としたもの

【はり・きゅう】

同じ疾患の治療で病院や診療所などにかかっているとき

単に疲労回復や慰安を目的としたもの



自宅へ訪問してもらったことによる訪問施術料は、寝たきりなど真に安静を必要とするやむを得ない理由などで、通所するのが困難な場合に限って保険の対象となります。施術所へ赴くのが面倒、交通手段がないなどの理由では対象となりません。



薬との付き合い方

●薬の副作用に注意

高齢になると複数の持病を抱える人が増え、病気の数だけ処方される薬も多くなります。薬の種類の多さや加齢により薬の効き方が変化することで副作用が起こりやすくなります。

●使っている薬は必ず伝えましょう

病気ごとに異なる医療機関を受診している場合は、お薬手帳を1冊にまとめましょう。薬の重複や増え過ぎを防ぐため、医師や薬剤師に使っている薬を正確に伝え、疑問があれば相談しましょう。

リフィル処方

リフィル処方とは、症状が安定している場合、医師が可能と判断すれば、3回まで繰り返し使用できる処方箋による処方のことです。

2回目以降は医療機関を受診する必要がないので、通院による負担の軽減につながります。

ジェネリック医薬品を上手に利用しましょう

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品（新薬）の特許期間終了後に販売される医薬品のことです。効き目や安全性はほぼ同等で、先発医薬品よりも安価なので自己負担の軽減につながります。

「ジェネリック医薬品希望カード」を医師や薬剤師に見せれば変更の意思を伝えることができます。

カードは広域連合及び市町村の窓口にありますのでご活用ください。



令和6年10月以降、ジェネリック医薬品のある一部の先発医薬品（長期収載品）について、患者さんが先発医薬品を希望した場合、通常の自己負担分とは別に選定療養として「特別の料金」がかかります。

※医療上必要があると医師が判断した場合や、薬局にジェネリック医薬品の在庫がない等の場合は対象となりません。

健康診査について

1年に1回は健康診査を受けましょう

生活習慣病の早期発見及び重症化予防を目的として、健康診査を実施しています。ご自身の健康状態を把握し、生活習慣を見直すためにも、1年に1回は健康診査を受けましょう。

健診料金はかかりません。市町村によって、実施方法や申込方法が異なりますので、詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。



システムを活用して上手に健康管理しましょう

マイナポータルで後期高齢者健診の結果が閲覧可能です。令和2年度以降の健診結果を閲覧できるよう、最短で健診受診月の翌々月末日にデータ登録します。（ただし、健診機関からの健診結果の提供状況によって、閲覧可能時期が遅れる場合があります。）



歯科健康診査を受けましょう

76歳及び80歳の方を対象に、口腔機能の低下や肺炎等を予防し、心身機能の低下を防止することを目的として歯科健診を実施しています。

健診料金はかかりません。実施の有無や申込方法等については、お住まいの市町村にお問い合わせください。

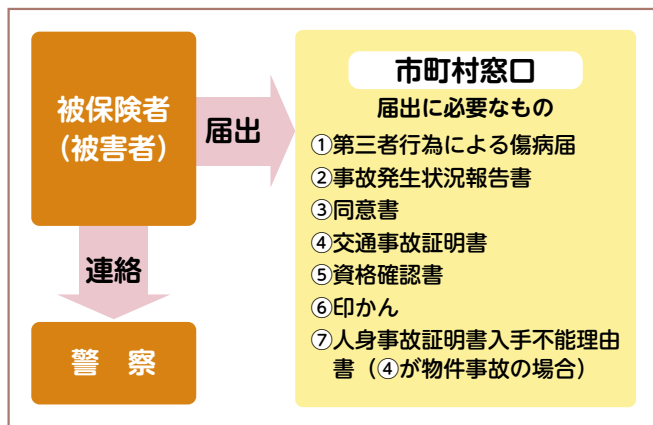
交通事故などに遭ったとき

交通事故を起こさない・遭わないためのポイント 新潟県警察本部

市町村と警察に届出をしましょう

交通事故や、外食時の食中毒などの第三者の行為によって、ケガや病気をした場合の医療費は、相手方（加害者・保険会社等）が負担するのが原則ですが、市町村へ届け出ることにより医療保険を使って診療を受けることができます。

なお、自損事故の場合でも医療保険を使う場合は市町村へ届け出てください。



示談するときは慎重にしましょう

相手方（加害者・保険会社等）から治療費を受け取るなど、示談を済ませてしまうと、医療保険が使えなくなる場合があります。

① 安全確認をしっかりとる

視界に入らない部分は、動作で補うことを意識して周囲の安全確認をしっかりと行いましょう。

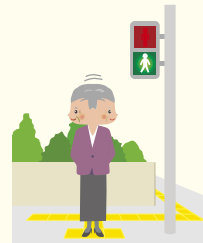
〈運転するとき〉



一時停止の交差点や見通しの悪い交差点では、停止線や交差点の手前でしっかり止まり、少しずつ前に出ながら左右の安全確認をしましょう。

〈歩行しているとき〉

近くに横断歩道があれば、必ず横断歩道を渡りましょう。横断する際は、手をあげるなど「渡るよサイン」により横断意思を示し、車が停止してから渡り始め、横断中も車が来ていないか左右の安全を確認しましょう。



② 安全な運転を心がける

スピードを控え、十分な車間距離をとって、天気のよいときや土地勘のある場所を運転しましょう。

また、定期的に家族や友人に運転を見てもらいましょう。

③ 夜光反射材を活用する

夕暮れ、夜間は明るい服装を心がけ、夜光反射材を身に付けましょう。



運転に不安を感じたらまずは相談してみませんか？

安全運転
相談ダイヤル

シャープ ハ レ バ レ
8 0 8 0

受付時間は
平日午前8時30分～
午後5時まで

各市町村のお問い合わせ先一覧

(50音順)

※(代)は代表番号

あ

市町村	担当課	電話番号
阿賀野市	健康推進課	(代)0250-62-2510
阿賀町	こども・健康推進課	0254-92-5762
粟島浦村	保健福祉課	0254-55-2112
出雲崎町	保健福祉課	0258-78-2293
糸魚川市	健康増進課	(代)025-552-1511
魚沼市	市民課	025-793-7971
小千谷市	市民生活課	0258-83-3516
柏崎市	国保医療課	(代)0257-23-5111
加茂市	健康福祉課	(代)0256-52-0080
刈羽村	福祉保健課	0257-45-3916
五泉市	市民課	(代)0250-43-3911
佐渡市	市民課	0259-63-5112
三条市	健康づくり課	0256-34-5442
新発田市	保険年金課	(代)0254-22-3030
上越市	国保年金課	025-520-5717
聖籠町	町民課	(代)0254-27-2111
関川村	健康福祉課	0254-64-1472
胎内市	市民生活課	0254-43-6111
田上町	町民課	0256-57-6115

か

さ

た

な

ま

や

市町村	担当課	電話番号
津南町	福祉保健課	025-765-3114
燕市	保険年金課	0256-77-8133
十日町市	市民生活課	025-757-3735
長岡市	国保年金課	0258-39-2317
新潟市	保険年金課	025-226-1081
	北区 区民生活課	025-387-1275
	東区 区民生活課	025-250-2265
	中央区 窓口サービス課	025-223-7149
	江南区 区民生活課	025-382-4235
	秋葉区 区民生活課	0250-25-5676
	南区 区民生活課	025-372-6135
	西区 区民生活課	025-264-7243
	西蒲区 区民生活課	0256-72-8336
	見附市	健康福祉課 0258-61-1380
南魚沼市	市民課	025-773-6661
妙高市	健康保険課	0255-74-0056
村上市	保健医療課	0254-75-8931
弥彦村	住民福祉課	0256-94-3132
湯沢町	町民課	025-784-3453

こんなときには届出を!

届出先

お住まいの市町村 「後期高齢者医療担当窓口」

こんなとき	届出に必要なもの
資格確認書の紛失などのとき	■ 身分を証明するもの ■ 印かん ■ 個人番号(マイナンバー)がわかるもの
県外から転入したとき	■ 負担区分等証明書 ■ 印かん ■ 身分を証明するもの ■ 個人番号(マイナンバー)がわかるもの
県外へ転出するとき	■ 資格確認書 ■ 印かん ■ 身分を証明するもの ■ 個人番号(マイナンバー)がわかるもの
県内で住所が変わったとき	
65歳から74歳までの方で一定の障がいがあり、後期高齢者医療制度へ加入を希望するとき	■ 印かん ■ 障がいの状態を確認できる書類(国民年金証書、障害者手帳または医師の診断書等) ■ 個人番号(マイナンバー)がわかるもの
亡くなられたとき	■ 亡くなられた方の資格確認書など ■ 申請者(喪主)の印かん ■ 申請者(喪主)の預金通帳 ■ 葬祭を行った事実確認ができるもの(領収書、会葬礼状等)

- 窓口に来られる方の身分証明、印かん等が必要となることがあります。
- 送付物の送付先変更を希望する場合は、市町村の窓口へ
- 印かんは自署の場合は不要です。

お問い合わせ

〒950-0965 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館3階

新潟県後期高齢者医療広域連合

業務課 ☎ 025-285-3222

総務課 ☎ 025-285-3221

新潟県後期高齢者医療広域連合ホームページ

<https://www.niigata-kouiki.jp/>

